

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 県土づくり本部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号
許認可等の種類	竣功認可告示前の埋立地使用の許可	根拠条項	第23条但書
審査基準	1. 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第26条による。 2. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1及び記の4による。		
	受付機関 農林事務所 土木事務所	処理機関 農山漁村課	交付機関 農林事務所 土木事務所
			目次 NO